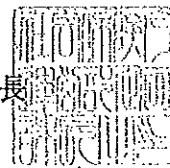




序文第1113008号
平成21年11月13日

全国社会保険労務士会連合会会長様

社会保険庁運営部企画課長



地方社会保険事務局長あて通知等の社会保険労務士の方々への周知依頼について

社会保険事業の運営につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等の改正、解釈及び運用に関する通知等につきましては、社会保険庁から地方社会保険事務局長あてに発出しておりますが、これまで、社会保険労務士の方々に対しては、その周知が必ずしも十分に図られておらず、社会保険労務士の方々が日々の業務を遂行するに当たり差し支える場合があるとの御指摘をいただいております。

今後、社会保険労務士の方々が業務を行う上で必要なこれらの通知等の周知を図るため、その写しを貴連合会あてに送付させていただきますので、貴連合会におかれましては、社会保険労務士の方々に対して、御周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

地方社会保険事務局長等あて通知の社会保険労務士の方々への情報提供について

<情報提供の流れ>

1 各課より、地方社会保険事務局長等あて通知等の発出



2 社会保険庁よりメールにて、全国社会保険労務士会連合会あて連絡する。

- ① 法令等の改正に関する通知
- ② 法令等の解釈に関する通知
- ③ 事務の運用に関する通知 等



3 全国社会保険労務士会連合会が、当連合会のHPに掲載する。

※ なお、当連合会は、HPに掲載する旨を会報誌（月刊社会保険労務士）に掲載する。



4 完了